

令和 7 年度

職業訓練指導員講習（48 時間）のご案内

沖縄県職業能力開発協会

この講習は、職業訓練指導員として必要な指導・訓練方法等の能力を短期的に習得してもらうため、職業能力開発促進法に基づいて『厚生労働大臣の指定する講習実施要領』により実施するものです。

講習修了証書授与者には、本人の申請に基づいて、沖縄県知事から職業訓練指導員免許証が交付されます。

1. 実施日程

講習日程	令和7年6月16日（月）から6月25日（水）まで 午後1時30分から午後8時30分まで （土・日曜日・6/23【慰霊の日】を除く）
申込期間	令和7年5月7日（水）から5月26日（月）まで （土・日曜日を除く）
受講料	受講料 12,000円 テキスト代 4,620円 ※原則として一度納入した受講料は返還いたしません。
受講定員	30名（定員に達し次第締め切る）
講習会場	那覇地域職業訓練センター 〒900-0036 沖縄県那覇市西3-14-1 TEL 098-862-4278 FAX 098-866-4964

2. 講習科目・時間数

科目	時間	講習内容
職業訓練原理	4	職業訓練の沿革、意義、目的、職業訓練の担当者等
教科指導法	16	訓練実施計画、指導の準備、指導の進め方、教材の活用 訓練の評価等
労働安全衛生	3	安全衛生の意義、災害原因と防止対策、安全衛生管理体制とその 業務、安全の確保、労働と健康、衛生管理等
訓練生の心理	7	訓練生把握の意義、訓練生の選抜、訓練生の特質の理解 技能の習得、訓練生の取扱い方
生活指導	6	生活指導の意義、生活指導の分野、生活指導の方法
関係法規	4	職業能力開発促進法、職業安定法、労働安全関係法等
事例研究	6	作業分解、指導案作成、訓練実施計画、指導記録等の事例研究等
確認テスト	2	
計	48	1日7時間の7日間（最終日は6時間）

3. 受講資格

(1) 次のいずれかに該当する者

No	受 講 資 格	実務経験 年 数	提出 書類
1	技能検定合格者（免許職種に係る 1 級又は単一等級）※一部の職種を除く	0	①
2	大学卒業者（免許職種に係る学科を修めた者）	2	②
3	短期大学又は高等専門学校卒業者（免許職種に係る学科を修めた者）	4	②
4	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練において技能照査に合格した者	1	③⑥
5	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練において技能照査に合格した者	3	③⑥
6	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練（規則別表第 6）修了者	4	④⑥
7	普通課程の普通職業訓練において技能照査に合格した者	6	③
8	普通課程の普通職業訓練（規則別表第 2）修了者	7	④
9	短期課程の普通職業訓練（規則別表第 4 で 7 0 0 時間以上）修了者	1 0	④
10	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	1 0	④
11	外国の大学卒業者（免許職種に係る学科を修了した者）	2	②
12	旧法の認定職業訓練（3 年）又は労働基準法による技能者養成修了者	7	④
13	高等学校卒業者（免許職種に係る学科を修めた者）	7	②
14	旧法の職業訓練（2 年・3600 時間）又は認定職業訓練（2 年）修了者	8	④
15	旧法の職業訓練（1 年・1800 時間）又は 公共職業補導所（1 年・1824 時間）修了者	1 0	④
16	旧法の施行前に失業保険法の施設において行われた職業訓練 （1 年 1824 時間）修了者	1 0	④
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者	0	④
18	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3	③
19	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4	④
20	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6	③
21	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練修了者	7	④
22	旧訓練法規則の専修訓練課程の養成訓練修了者	1 0	④
23	厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者（職業能力開発施設において指導員の確保が困難な場合）	1 5	⑤

※「旧法」……………廃止前の職業訓練法（昭和 33 年法律第 133 号）

※「旧訓練法規則」……昭和 53 年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則（昭和 44 労働省令 24 号）

※ 実務経験年数は、免許職種に係る実務経験で、学校卒業後又は訓練修了後の年数となります。

※ 提出書類の番号は、次ページの 4（1）提出書類の受講資格を証明する書類の番号です。

(2) 次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員免許を受けることができません。

① 禁錮以上の刑に処せられた者

② 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

4. 受講手続

(1) 提出書類等

No	必 要 書 類 等	
1	職業訓練指導員 講習申込書	証明写真 1 枚貼付（縦 4 cm×横 3 cm）
2	受講資格を 証明する書類	(左表の提出書類) ① 1 級・単一等級技能士の技能検定合格証書（写） ② 高校・大学等の卒業を証明するもの （卒業証明書又は卒業証書の写） 高校・大学等で履修した教科内容を示すもの （成績証明書又は履修証明書） ③ 職業能力開発校又は職業訓練校の技能照査合格証書（写） ④ 職業能力開発校又は職業訓練校の修了を証明するもの （修了証明書又は修了証書の写） ⑤ 職業能力開発施設長が受講理由について証明するもの （当協会所定の様式） ⑥ 職業能力開発校又は職業訓練校で履修した教科内容を示すもの （成績証明書又は履修証明書）
3	住 民 票 抄 本	1 通（市町村で発行）
4	身 分 証 明 書	1 通（本籍地の市町村で発行）
5	履 歴 書	1 通（市販のものでも可） 写真含む
6	受 講 料	受 講 料 12,000 円 テキスト代 4,620 円 （受講確定後はいかなる場合でも受講料・テキスト代は返還いたしません。）

(2) 申込方法

提出書類に受講料を添えて当協会へ申込みして下さい。

【申込み・問い合わせ】

沖 縄 県 職 業 能 力 開 発 協 会

〒900-0036 那 覇 市 西 3 - 1 4 - 1

TEL 098-862-4278 FAX 098-866-4964

登録番号:T6-3600-6500-0458

(3) 注意事項

- ① 学歴、訓練歴、職歴等は受講資格の判断資料となりますので、事実と相違することのないよう正確に記入して下さい。（不正があった場合は免許を取り消すことがあります。）
- ② 受講に際しては、筆記用具を持参して下さい。（テキストは受講初日に配布します。）
- ③ 各講習科目を履修し、確認テストに合格した者には、「職業訓練指導員講習修了証書」を交付します。（申請により沖縄県知事から職業訓練指導員免許証が交付されます。）

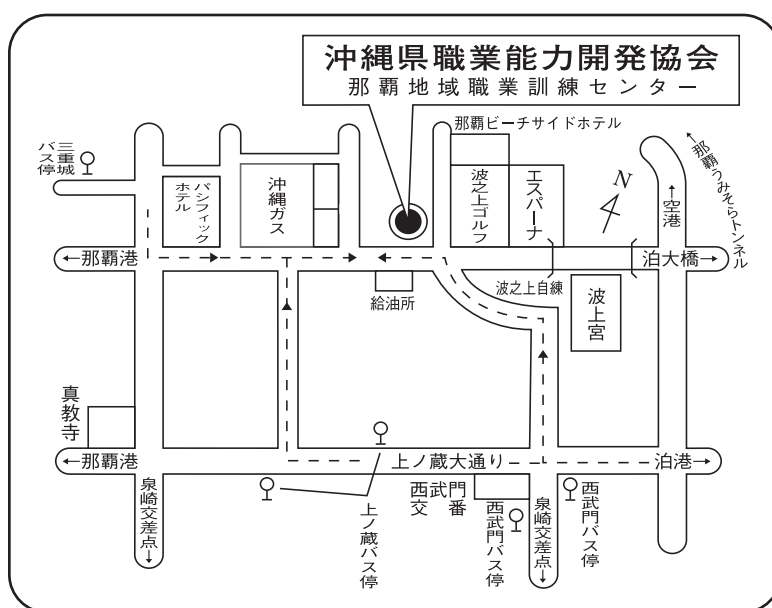
☆特 典

職業訓練指導員免許を取得した者は、技能検定の学科試験の免除を受けることができます。
（但し、相当する検定職種の 1 級、2 級又は単一等級に限る。）

◆ 免許職種一覧表 ◆

イ	印章彫刻科 インテリア科	サ	左官・タイル科 さく井科 サッシ・ガラス施工科	タ	鍛造科 造科	フ	フォークリフト科 福祉工学科 プラスチック製品科 フラワー装飾科 プレハブ建築科 ブロック建築科
エ	園芸科			チ	築造科 中国料理科 鋳造科		
カ	介護サービス科 化学分析科 ガラス科 観光ビジネス科	シ	紙器科 漆器科 自動車車体整備科 自動車製造科 自動車整備科 事務科 写真科 住宅設備機器科 情報処理科 食肉科 繊維布調整科 寝具科 森林環境保全科	テ	デザイン科 鉄鋼科 鉄道車両科 電気工事科 電気通信科 電子交換科	ホ	ボイラー科 貿易事務科 防水科 縫製科 縫製機械科 ほうろう製品科 ホテル・旅館・レストラン科
キ	機械科 木型科 貴金属・宝石科 義肢装具科 金属表面処理科			ト	陶磁器科 時計装科 塗装科 とび科 土木科	メ	メカトロニクス科 麵科
ク	クレーン科			ナ	内燃機関科	モ	木材工芸科 木工科
ケ	計測機器科 計設計械科 建設機械運転科 建築板金科 建築物衛生管理科 建築物設備管理科	ス	水産物加工科 スレート科	ニ	ニット科 日本料理科	ヤ	屋根科
		セ	製材機械科 製版・印刷科 製本理科 西洋料理科 石材理科 染色科	ネ	熱処理科 熱絶縁科	ユ	洋服科 洋裁科 溶接科
コ	公害検査科 光学ガラス科 光学機器科 工業包装科 航空機製造科 航空機整備科 広告美術科 構造物鉄工科 港湾荷役科 コンピュータ制御科	ソ	造園科 造船科 造船配電科 測量科 塑性加工科	ノ	農業機械科	リ	理化学機器科 流通ビジネス科 理容科 臨床検査科
		タ	竹工芸科	ハ	配管科 発酵科 発電科 パン・菓子科 帆布製品科	レ	冷凍空調機器科 レザー加工科
				ヒ	美容科 表具科	ワ	枠組壁建築科 和裁科

●講習会場案内図



沖縄県職業能力開発協会
那覇地域職業訓練センター

TEL 098(862)4278 FAX 098(866)4964

ホームページ <http://www.oki-vada.or.jp>